

北九州市漫画ミュージアム常設展展示コーナー改修等業務

公募型プロポーザル方式審査委員会 審査要領

北九州市が実施する標記の業務について、この審査要領に基づき、審査委員会を開催し、採否等について審査する。

(審査基準)

第1条 審査は、表1に掲げる評価項目に関して行うものとする。

2 各評価項目は表1のと通りの配点(合計100点)とする。

表1 北九州市漫画ミュージアム常設展展示コーナー改修等業務に係る評価項目

評価項目		評価のポイント	配点	評価点
(1) 業務内容・手法等	① 全体の方向性	・本事業の目的を理解し、有効性・効率性の高い独自提案がなされているか ・内容・構成・タイトル案が本業務の目的・ターゲットに適している且つ魅力的なものとなっているか	20点	大変優れている 20点 優れている 16点 普通である 12点 やや劣っている 8点 劣っている 4点
	② コンテンツコンセプトの検討	・仕様書に記載された方向性に沿ったコンセプトとなっているか ・訴求力の高い内容にするための工夫や、コンテンツで遊びたいと思わせるような仕掛けがあるか ・魅力的な見せ方や、そのために必要な動画の企画・編集能力があるか ・子どもが理解しやすいよう工夫されているか	30点	大変優れている 30点 優れている 24点 普通である 18点 やや劣っている 12点 劣っている 6点
(2) 業務実施体制		・人員体制が整っているか ・業務の内容について十分理解し、業務を着実に遂行する適切な能力・経験、専門知識がある人員が十分確保されているか ・日々の打合せや緊急事態発生時に、適切に対応できる体制づくりができているか	20点	大変優れている 20点 優れている 16点 普通である 12点 やや劣っている 8点 劣っている 4点
(3) スケジュール		・業務の進め方や手法、スケジュールが適切に設定されているか ・効率的に業務を進めることができ現実的な計画となっているか	10点	大変優れている 10点 優れている 8点 普通である 6点 やや劣っている 4点 劣っている 2点

評価項目	評価のポイント	配点	評価点
(4) 業務実績	・企業や自治体の施設で同様の業務を実施した実績があるか ・本業務を遂行するノウハウ、専門知識、技術力を有しているか	10 点	大変優れている 10 点 優れている 8 点 普通である 6 点 やや劣っている 4 点 劣っている 2 点
(5) 価格	・提案に対しての見積内容が妥当であるか ・予算以上に最大限の効果を生むかどうか	10 点	大変優れている 10 点 優れている 8 点 普通である 6 点 やや劣っている 4 点 劣っている 2 点

(審査評価・特定)

第2条 審査は第1条に定める評価項目に対して付与した各配点について5段階による評価を行う。

- 2 審査評価は、表2に掲げる審査委員が行う。
- 3 各審査委員は、申請案件を個別に審査評価し、評価点の合計が高い事業者順に順位をつける。
- 4 評価点の合計が同点の場合は、全委員の協議により決定する。
- 5 事業者の合計評価点が6割を超えていることを特定の基準とする。

表2 審査委員

区分	所属団体・役員名
外部	明治大学国際日本学部教授（北九州市漫画ミュージアム研究アドバイザー）
内部（市）	北九州市都市ブランド創造局漫画ミュージアム事務局長
内部（市）	北九州市都市ブランド創造局漫画ミュージアム学芸担当係長
内部（市）	北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部M I C E・メディア芸術課 メディア芸術担当課長
内部（市）	北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部インバウンド課 SNSクリエイティブディレクター

(審査票様式)

第3条 審査票の様式は、様式1のとおりとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるほか、必要な事項は別途北九州市で定める。

付則

この要領は令和7年10月10日より施行する。